総務財政委員会 令和4年11月29日 総務部 資料2番 所管 人事課

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 の一部を改正する条例について

1 改正の主な内容

特別給(期末手当)[第16条及び第29条]

・3月期の期末手当を廃止し、6月期と12月期に均等に割振る。

【現行】

	6月	12 月	3月	計
期末手当	1.05月	1. 10 月	0. 25 月	2.40月

【改正後】

	6月	12 月	3月	計
期末手当	1. 20 月	1. 20 月	廃止	2.40月

2 改正理由

国や他の地方公共団体、民間企業の大半が支給回数を2回としている状況を踏まえ、3月期を廃止し、支給月数を6月期及び12月期に均等に配分する。

3 施行予定日 令和5年4月1日

业

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例

> 令和元年 10 月 4 日 条例第 26 号

第1条から第15条まで (略)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び第29条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に 100 分の 120 を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第3項及び第4項 (略)

第17条から第28条まで (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 29 条

第1項 (略)

2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定 により定めた基本報酬額を基礎として規則で 定める額に100分の120を乗じて得た額に、規 則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第3項及び第4項 (略) 第30条から第33条まで (略) 別表 (略)

<u>付</u>則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

旧

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例

> 令和元年 10 月 4 日 条例第 26 号

第1条から第15条まで (略)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手当)

- 第 16 条 期末手当は、3月1日、6月1日及び 12月1日(以下この条及び第 29条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職するフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したフルタイム会計年度任用職員(規則で定めるフルタイム会計年度任用職員を除く。)についても、また同様とする。
- 2 期末手当の額は、給料月額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第3項及び第4項 (略)

第17条から第28条まで (略)

(パートタイム会計年度任用職員の期末手当) 第 29 条

第1項 (略)

2 期末手当の額は、第17条及び第18条の規定により定めた基本報酬額を基礎として規則で定める額に、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。

第30条から第33条まで (略) 別表 (略)